

## 巻頭のことば

角紀代恵教授は、2020年3月31日付けをもって、定年により本学を退職されることとなりました。

角先生は、1995年4月、本学法学部教授に着任され、爾来25年の長きにわたり、本学に勤務され、民法をご担当になりました。

角先生の学問上の専門領域は、民法の債権総論および担保物権を中心としつつ、民法の範囲を超えた広がりをもつものです。特に、債権譲渡および債権譲渡担保についてのご研究では、助手論文である「イギリス法における債権譲渡の歴史」から出発し、ご著書『受取勘定債権担保金融の生成と発展』を通じて、比較法的な視角から債権譲渡の理論的な基礎を確立されました。そして、数多くの珠玉の判例評釈は、債権譲渡に関する複雑な判例法理を解明し、学界に大きなインパクトを与えたと同時に、今なおその鮮やかさを失いません。また、ご著書『手続法からみた民法』（小林秀之先生と共著）では、民事執行法や倒産法との関連において民事実体法を位置づけるという新たなパラダイムを示され、その後の研究や実務に多大な影響を与えました。信託法に関する数々のご業績も、信託の理解や信託法の解釈論の進展に、大きく貢献するものとなっています。こうした広く深い学識ゆえ、角先生は、法制審議会担保・執行法制部会、同保証制度部会、同動産・債権担保法制部会、同戸籍法部会にて委員を歴任され、立法過程においても、日本の民法の発展のために重要な役割を果たされました。

教育面では、法学部、大学院法学研究科において、民法全分野及び信託法の講義、演習などをご担当になり、数多くの学生の教育、指導にあたられました。高い学問的見識に裏打ちされた先生の授業は、今後の民法上の問題を洞察する高いレベルのもので、多くの学生が先生の授業によって民法への興味を開かれていきました。また、先生の教えを受けた多数の大学院修了者は、先生の教えによって培われた学問的素養を生かし、社会で活躍しています。

学内では、2010年から2年間、法学部長を務められたほか、多くの全学の委員など数々の大学運営面での重職につかれました。また、先生が在職された

期間は、法曹養成制度の変革期であり、法科大学院の創設から募集停止までという難しい局面において、法学部の、さらには立教大学全体の発展のため尽力されました。

現在、法曹養成制度はさらなる変革の時を迎えており、今後は、再び、法学部が法曹養成の要を担う可能性が高まりつつあります。そのような中において、豊富な学識、ご経験をお持ちの角先生が本学部を去られることはまことに痛惜の念に堪えません。

ここに私どもは、心からの感謝と惜別の念を込め、先生のご退職記念号を編み、座右に献呈することと致しました。先生の今後ますますのご健康とご活躍を祈念し、巻頭のことばと致します。

2020年3月

立教法学会会長

松田 宏一郎